

# ネーミングライツ導入に係る基本方針

## 第1 趣旨

この基本方針は、愛媛県が設置する公の施設（以下「県有施設」という。）へのネーミングライツ（命名権）について、行政の公平、中立性に十分配慮しつつ、節度をもって導入するため、対象施設や募集・選定方法等に関し、基本的考え方を取りまとめたものです。

## 第2 ネーミングライツの概要

### 1 定義

ネーミングライツは、県有施設に企業名や商品名等を冠した愛称を付与する権利です。ただし、条例上の施設名称は変更しません。

ネーミングライツを取得した企業等（以下「サポーター企業等」という。）は、県にネーミングライツ料を納めていただきます。

### 2 導入の目的

危機的財政状況の中、県が所有する財産を有効に活用することにより、新たな収入を確保します。

### 3 導入のメリット

#### (1) サポーター企業等にとって

##### ○PR効果が期待できます

命名した愛称が、県の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

##### ○地域活性化に貢献できます

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

##### ○イメージアップにつながります

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

#### (2) 県民・県にとって

##### ○施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります

##### ○その財源の活用により、施設利用者・県民サービスの向上が期待できます

## 第3 対象施設の選定方法

県有施設で、施設利用者数やメディアへの露出状況等を踏まえ、導入により一定のネーミングライツ料収入が見込めるものを対象として、個々の施設の設置目的等を考慮したうえで、対象となる施設を選定します。

県有施設全体だけでなく、施設内の個別の建物等、施設の一部を対象とする場合もあります。

## 第4 ネーミングライツ料の算定方法

他自治体の状況や施設利用者数、メディアへの露出度等を考慮し、施設ごとに算定します。

## 第5 契約期間の考え方

3年以上を原則とし、各施設の性格や業務内容等に応じて決定します。（更新については、優先交渉権があります。ただし、公平性、透明性及び競争性を確保する観点から、

概ね 10 年を目途に公募を実施します。) また、指定管理者制度導入施設については、指定期間を考慮し、適切な期間を設定します。

## **第 6 サポーター企業等の募集方法等**

### **1 募集方法**

サポーター企業等の募集は、施設ごとに行い、原則公募します。ただし、施設内の建物等、施設の一部分ごとに募集する場合があります。

### **2 募集要項**

施設概要、業務内容等を明示するとともに、申請及び選定手続き等をあらかじめ広く公表し、選定の透明性を確保することを目的に、募集に際し必要な事項について、施設ごとに募集要項等を作成します。

### **3 周知方法**

県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供などにより県民や企業等に幅広く周知します。

### **4 募集期間**

募集の期間は、原則 60 日以上とします。

### **5 現地説明会等**

募集に当たっては、現地説明会を開催するよう努めるとともに、質問の受け付けや関係資料の縦覧を行うなど、施設の状況や業務内容等を広く公表します。

なお、質問の内容とそれに対する回答を県ホームページで公表します。

### **6 応募がなかった場合の取扱い**

募集期間を経過しても応募がなかった場合、募集要項に定める条件を見直し、再度の公募を実施するか又は募集を取り止めます。

## **第 7 応募資格**

概ね次の(1)から(3)の条件を満たす者とし、募集要項において施設ごとに規定します。なお、施設の性格や実情等を考慮のうえ、これ以外の事項についても規定する場合があります。

(1) 法人であること

(2) 次に掲げる者でないこと

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）で規制される企業等

イ 消費者金融に係る企業等

ウ たばこに係る企業等

エ ギャンブル（宝くじに係るものを除く。）に係る企業等

オ 法律に定めのない医療類似行為に係る企業等

カ 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反した企業等

キ 愛媛県から入札参加資格停止措置を受けている企業又は愛媛県から不利益処分を受けている企業等

ク 代表者又は役員に暴力団又は暴力団の構成員として認めるに足りる相当の理由が認められる者が含まれる企業等

ケ 県税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納している又は正当な理由がなく県に対する債務を履行していない企業等

コ 指定管理者制度を導入している施設については、現在の指定管理者の事業目的と競合する企業等（ただし、現在の指定管理者及びその関連企業を除く。）

サ その他、ネーミングライツを取得することが適当でない認められる企業等

(3) 愛媛県内に事業所を有するなど本県との関わりが深い企業等であること

## **第8 愛称の付け方**

### **1 県民等の理解**

親しみやすさや呼びやすさなど県民等の理解が得られる愛称とします。

### **2 使用を禁止する愛称**

愛称が、次のいずれかに該当するものは、ネーミングライツの対象としません。

- (1) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治性又は宗教性のあるもの
- (5) 社会問題その他についての主義又は主張に当たるもの
- (6) 当該愛称の内容について県が推奨している等、県民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
- (7) その他、愛称として表示することが適当でないと思えられるもの

### **3 愛称の変更**

契約期間内の愛称の変更はできません。

## **第9 選定方法**

### **1 審査会の設置**

施設ごとに審査会を設置してサポーター企業等候補者（以下「候補者」という。）を決定します。

### **2 候補者の選定基準**

概ね次の選定基準（例示）等をもとに施設ごとに定め、総合的に審査の上、候補者を決定します。なお、当該施設の条例上の名称又はその一部を使用している場合は高く評価します。

- (1) 応募企業の経営の安定性、地域社会への貢献度、施設と応募企業の理念・事業内容がマッチしているか
- (2) 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- (3) 期間の長さ
- (4) ネーミングライツ料

## **第10 サポーター企業等の決定及び公表等**

### **1 サポーター企業等の決定**

県は、審査会による選定結果をもとに、候補者との協議が整った後、当該候補者をサポーター企業等として決定します。

### **2 サポーター企業等の公表**

サポーター企業等の決定後、応募者全員に結果を通知した後に、県ホームページへの掲載や報道機関への情報提供により当該企業等の名称、住所、ネーミングライツ料及び契約期間等を公表します。

### **3 契約の締結**

当該サポーター企業等とネーミングライツに関する契約を締結します。

## **第11 ネーミングライツ料の使途**

当該施設の更なる県民サービス向上のために必要な事業の財源に充てます。

## **第12 名称変更に伴う費用の負担**

### **1 看板等**

当該施設の看板等の変更は、愛称使用開始時期を目途としてサポーター企業等が施工するものとし、それに要する費用も別途サポーター企業等の負担とします。

ただし、その施工の範囲、実施時期及び内容は、県と別途協議のうえ、決定します。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とします。

## **2 道路標識**

愛称付与に伴う道路管理者として県が設置した道路標識の変更については、県の負担で県が実施します。

## **第13 契約の解除**

サポーター企業等の信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、県は契約満了を待たず契約を解除できることとします。その場合、道路標識の変更に係る費用もサポーター企業等が負担するものとします。

## **第14 基本方針の適用時期等**

この基本方針は、平成20年12月25日から施行します。

この基本方針は、平成25年9月12日から施行します。